

○ 石川県警察質屋、古物商等の報償制度要綱の制定について（通達）

令和3年2月10日

生企甲達第21号

石川県警察本部長から関係所属長あて

対号1 昭和38年4月1日付け発防第251号「質屋、古物商等に対する報償制度の実施について」

対号2 平成19年8月3日付け生企甲達第65号「質屋、古物商等に対する報償制度の実施について（通達）」

この度、質屋、古物商等に対する報償制度の適正な運用を図るため、別添のとおり、石川県警察質屋、古物商等の報償制度要綱を制定したので、事務処理上、遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する

別添

## 石川県警察質屋、古物商等の報償制度要綱

### 第1 目的

この要綱は、盗品等に関係のある刑事事件の早期解決及び速やかな被害品の回復を図ることにより、個人の財産を保護するために、その捜査に協力した質屋、古物商等に対する報償の基準を定め、もって合理的な捜査活動の向上を目的とする。

### 第2 適用の範囲

この要綱は県内の質屋、古物商に適用する。ただし、その実害又は協力の功労に応じて、必要があると認められる場合は質屋、古物商以外に適用することができる。

### 第3 報償の基準

報償を行う基準は、別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある事犯に対しては、警察本部長が実害の程度又は功労に応じて認定し増額することができる。

### 第4 報償の取扱い

報償の取扱いは、次による。

#### 1 上申

報償が必要と認められる事犯のあった所轄警察署長（以下「署長」という。）は、第3に定める報償基準によって内容を調査検討し、必要があると認めた場合は、報償金交付上申書（別記様式第1号）により、警察本部長に上申しなければならない。

#### 2 審査

前記の上申書を受けた警察本部長は、事犯の内容、功労及び協力の程度等を審査し、報償の可否及び報償金額の決定をしなければならない。

審査の結果は、その都度、署長に通報しなければならない。

#### 3 交付

- (1) 報償は、警察本部長が行うものとする。
- (2) 報償金の交付は署長に代行させることができる。
- (3) 報償金の送付を受けた署長は被報償者にこれを交付し、受領証（別記様式第2号）を徴収して警察本部長に進達しなければならない。

#### 4 事務の主管課等

報償に関する事務は生活安全部生活安全企画課が担当し、関係各課は相互に協力しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

## 別表

## 報 償 基 準 表

区 分	報償金額	認 定 基 準
1 号	10,000 円以下	物品の買受け又は買受けの直前直後に、重要事件に関連した不正品の疑いがあることを認め、直ちに警察官等に通報して捜査の端緒を提供し、又は事後の捜査及び犯人逮捕に積極的な協力をしたことにより損害を受けた者
2 号	5,000 円以下	物品の買受け又は買受けた後、新聞、ラジオ、風評等により、不正品の疑いがあると認め、警察官等に連絡して捜査の端緒を提供し、又は事後の捜査及び犯人逮捕に協力をしたため損害を受けた者
3 号	3,000 円以下	品触書又は警察官からの捜査協力依頼などに基づいて、関連事実などを警察官等に連絡して捜査の端緒を提供し、犯人逮捕に協力したため損害を受けた者
4 号	認定による	前各号のほか、警察の犯罪捜査、犯人逮捕などに協力したため損害を受けた者

別記様式第1号（第3関係）

第 号 年 月 日	
石川県警察本部長 殿	
警察署長名 印	
報償金交付上申書	
被報償者の住所、 職業、氏名、年 齢	
事 犯 の 概 要	
協力の状況（報 償認定が明確に できるように詳 記する）	
損失の状況（質 受、買受の物品 金額、被害金額、 関係者の損害負 担状況またはそ の見とおしを詳 記する）	
報償行為に対す る意見	
審 査 結 果	

別記様式第2号（第3関係）

受 領 証

1 金 円也

ただし、石川県警察質屋、古物商等の報償制度要綱に基づく

報償金として

上記のとおり受け取りました。

年 月 日

住所

職業

氏名

石川県警察本部長 殿